

岡山県文化財災害対応マニュアル

令和5年

岡山県教育庁文化財課

目次

1	はじめに	
1-1	目的	1
1-2	対象とする文化財	1
1-3	文化財の種類	1
1-4	役割分担	1
2	被災時の対応	4
2-1	被災時の対応	4
2-2	連絡体制	4
2-3	岡山県文化財等救済ネットワーク	6
2-4	中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画	9
3	各種災害への対応	10
3-1	火災	10
3-2	地震	11
3-3	風水害	12
3-4	盗難・盗掘	13
4	被災後の文化財の取扱い	14
4-1	被災状況の確認・報告	14
4-2	被災文化財の保護・修復	15
4-3	法令上の手続き	15

資料編

- 資料1 県内文化財関係機関及び市町村文化財担当部局連絡先一覧
- 資料2 岡山県文化財等救済ネットワーク規約
- 資料3 岡山県文化財等救済ネットワーク構成団体連絡先一覧
- 資料4 災害時対応ガイドライン
- 資料5 中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画
- 資料6 中国・四国地方11県市文化財担当部局連絡先一覧
- 資料7 国指定・登録文化財及び県指定文化財の法令上の手続一覧
- 資料8 国・県指定文化財各届出様式

1 はじめに

1-1 目的

近年、毎年のように集中豪雨や台風が原因となって、指定文化財の被害が発生している。特に、平成 30（2018）年 7 月に西日本を中心に長期間に広範囲で記録的な大雨となった「平成 30 年 7 月豪雨」による甚大な被害は記憶に新しく、県内各地に所在する国・県・市町指定文化財等が被災している。地震に関しては、100～150 年周期で発生している東南海・南海地震が今世紀前半に高い確率で発生すると言われ、建造物等の倒壊、津波や高潮による浸水、液状化による地盤沈下などが懸念され、行政、住民共に日頃からの備えが行われている。しかし、いかに備えを行っていても災害は発生し、何らかの被害が生じることを完全に防ぐことは難しい。

被害は県民の生命や生活を脅かすだけでなく、文化財に対しても多大な被害が生じると予測される。本マニュアルは、岡山県内に所在する文化財を災害から守り、また災害発生時に被害を最小限にとどめるための行動指針を示したものである。

1-2 対象とする文化財

本マニュアルで対象とする文化財は、指定・登録・選定・未指定を含む全文化財とする。ただし、行政上の手続きが必要なものは、指定・登録・選定文化財と埋蔵文化財である。

1-3 文化財の種類

文化財は、有形文化財（建造物・美術工芸品）、無形文化財、民俗文化財（有形・無形）、記念物（史跡・名勝・天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群保存地区、文化財の保存技術に分けられ、このほか地中に存在する埋蔵文化財がある（図 1）。災害による被害は文化財の種別により様々で、地震で被害を受けやすいもの、火災で被害を受けやすいもの、水害で被害を受けやすいものがあり、それぞれの文化財の特性によって被害の影響やとるべき対応に違いがある。このため、この特性をしっかりと理解、把握して防災対策や被災後の対応を行うことが大切である。

1-4 役割分担

文化財を災害から保護するためには、文化財所有者をはじめ、市町村文化財主管課、県教育庁文化財課（以下、「県文化財課」と呼称する。）、文化庁の行政機関で連携する必要がある。また、県文化財課に事務局を置く岡山県文化財等救済ネットワーク（以下、「県救済ネット」と呼称する。）の構成団体との連携も重要となる。混乱した状況において、スムーズに連携がとれるよう、日常からそれぞれの役割を把握しておくことが重要である（表 1）。

文化財の体系

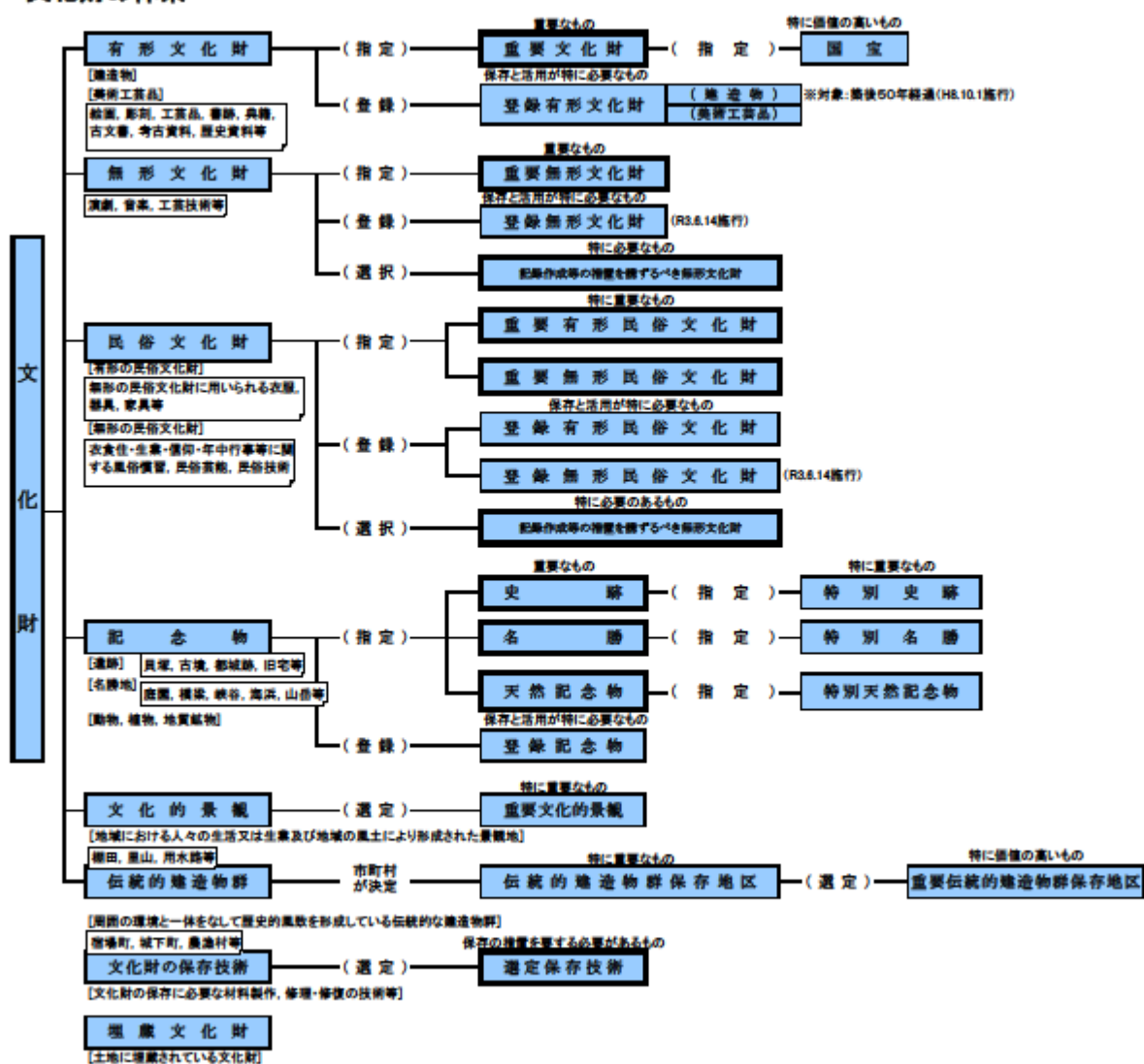


図1 文化財保護の体系

表 1 防災・災害対応において想定する役割分担

	被災予防	発災時の対応	発災後の対応
文化財等所有者	○日常的な防災対策 ○市町村文化財担当者との連絡体制整備	○所有する文化財等の被害状況確認 ○必要に応じて所有する文化財等の被害状況を市町村文化財主管課へ連絡 ○必要に応じて文化財等の応急的な保護措置を実施	○被災文化財等の救出 ○法令に規定する指定等文化財に係る届出 ○被災文化財等の修理・復旧を計画、実施
市町村文化財主管課	○文化財等所有者へ防災対策の助言 ○文化財及び文化財防災に係る啓発 ○関係団体と文化財防災に係る情報共有・協力体制の整備 ○必要に応じて近隣市町村との連携体制の整備	○国指定・登録文化財の被害状況を確認し、県文化財課へ報告（岡山市は除く） ○県指定文化財の被害状況を確認し、県文化財課へ報告 ○市町村指定等文化財の被害状況の取りまとめ、必要に応じて県文化財課へ情報提供 ○把握した未指定文化財等の被害状況について、必要に応じて県文化財課へ情報提供 ○必要に応じて文化財等の応急的な保護措置の実施 ○文化財等の応急的な保護措置等について文化財所有者へ助言及び技術的指導	○文化財等所有者に対する文化財等の救出・修理・復旧に係る技術的支援及び人的支援 ○被災地における文化財等保護の周知 ○国・県・市町村指定文化財の修理・復旧等に対する補助
県教育庁文化財課	○専門的見地から市町村文化財主管課及び文化財等所有者へ防災対策の助言 ○文化財及び文化財防災に関する啓発 ○防災対策事業に対する補助 ○県救済ネット等、県内関連団体と文化財防災に関する情報共有 ○近隣県との連携体制の整備	○国指定等文化財の被害状況について、被災状況を取りまとめ、文化庁へ報告 ○県指定文化財の被害状況の取りまとめ ○文化財等の応急的な保護措置等について市町村文化財主管課及び文化財所有者へ助言及び技術的指導 ○文化財防災センターや県救済ネット等、関係団体と文化財等の被災情報を共有	○市町村文化財主管課に対する文化財等の救出・修理・復旧にかかる技術的支援及び人的支援 ○県救済ネットによる文化財等の救出にかかる連絡調整、人的支援 ○国・県指定文化財の修理・復旧等に対する補助
県救済ネット	○文化財等の保護・保全活動 ○文化財等及び文化財等防災に関する啓発 ○文化財等に関する調査 ○ネットワーク活動に必要な資質を有する人材の育成	○文化財等の被災情報収集 ○県文化財課及び関連団体との情報共有 ○文化財等の応急的な保護措置等について文化財等所有者へ助言及び技術的指導	○文化財等の救出に対する技術的支援

2 被災時の対応

2-1 被災時の対応

災害が発生した際、文化財等への被害など、具体的な影響の状況把握が必要である。

県文化財課は文化財等の被害状況を市町村文化財主管課からの情報等をもとにとりまとめ、国指定等については文化庁へ報告を行い、県指定等については復旧を含めた保護措置を図るための準備に取り組む。その他、市町村指定文化財、未指定の文化財も含めた文化財の被災情報についても可能な限り情報収集を行う。収集した文化財の被災情報等については、県救済ネットの構成団体や独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター（以下、「文化財防災センター」と呼称する。）等に連絡し、情報を共有する。被災直後の人員不足により市町村文化財主管課からの要請があった場合、もしくは被災状況による早急な現地確認が必要と判断した場合、県文化財課は状況確認のために担当職員を現地に派遣する。

市町村文化財主管課は、各自治体が定めた災害対策マニュアル等に基づき行動することを基本とするが、文化財の被害状況の把握も可能な限り早期に着手し、文化財所有者からの被害状況報告を取りまとめて、速やかに県文化財課に連絡するよう努める。ただし、自治体策定の行動マニュアルでは、住民の生命、財産の保護を最優先とした人員配置が想定され、文化財担当職員も他の職員と共に緊急配置がなされる場合があるため、緊急的な状況が一段落した段階で文化財等の被災状況確認、復旧に向けた業務に復帰できるよう、災害担当部署等と事前に協議を行っておくことが大切である。なお、災害担当部署等とは、普段から連絡・相談などを通じて、相互協力を構築しておくことが望ましい。被災直後の人員不足の場合、文化財等の被災状況確認のため、県文化財課に現地確認のための職員派遣を相談する。また、外部の機関への支援要請も検討する。

2-2 連絡体制（資料1）

発災時の連絡体制は以下のとおりとする（図2）。文化財所有者からの報告は市町村文化財主管課で取りまとめ、各市町村からの報告は県文化財課が総括を行い、対策を講ずる基礎資料とする。また、国指定等に関するものは、県文化財課から文化庁へ報告する。県文化財課からは文化財防災センターにも状況報告を行い、対応について協議する。

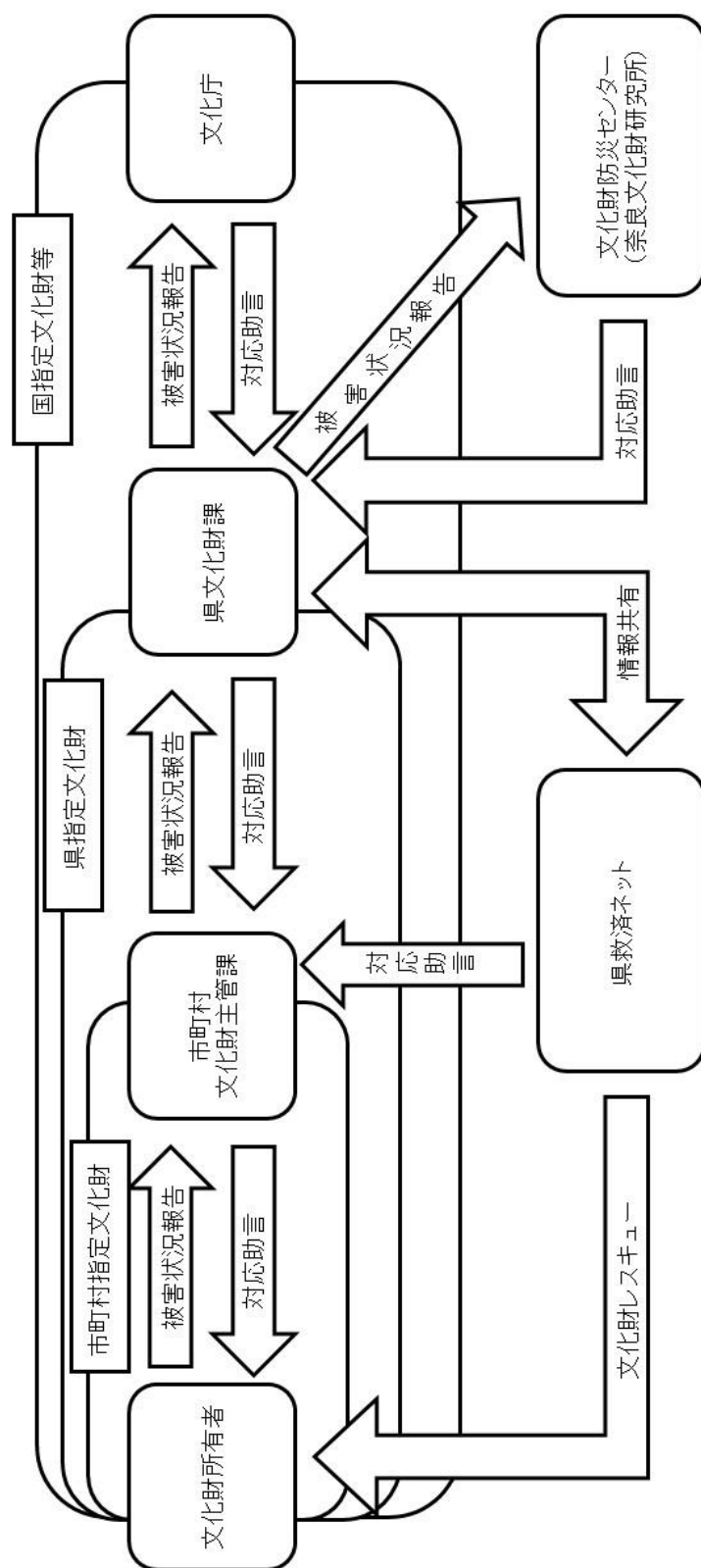


図2 連絡体制

2-3 岡山県文化財等救済ネットワーク（資料2・3）

岡山県文化財等救済ネットワークは、大規模災害から県内所在の文化財等を守るために、大学、博物館、各種法人、行政機関等の関係団体等が連携して活動することを目的として平成26（2014）年3月1日に立ち上げたもので、文化財課に事務局を置く。

活動内容は平常時と大規模災害発生時に分ける。平常時には①県内所在文化財等の保護・保全活動、②県内所在文化財等に関する普及啓発活動、③県内所在文化財等の調査、④ネットワークの活動に必要な資質を有した人材の育成を活動内容とする。大規模災害発生時には①県内所在文化財等の被災情報の収集、②県内所在文化財等の救済を活動内容とする。

大規模災害発生時、県文化財課は、文化財等の被災情報について県救済ネットの構成団体と情報共有を行うとともに救済活動の支援を行う。県救済ネット構成団体は被災情報を収集・共有するとともに、それぞれの関係団体と連携を図り救済活動を実施する。以下に想定される救済活動について記しておく。

救済活動（資料4）

第1段階（災害発生から2週間以内）

1 情報把握

○県文化財課

- ・市町村文化財主管課、所有者、管理者、県立博物館、古代吉備文化財センター等に電話・FAX・メール等で連絡し、所管する文化財等の被害状況を確認（資料2）。
- ・災害対応で被災市町村による状況把握が困難な場合には、県職員が被害状況を確認。
- ・県危機管理課等から、救済活動における安全確保に関する情報を収集。
- ・市町村文化財主管課による文化財等の被害状況確認等を必要に応じて支援する。

○市町村文化財主管課

- ・文化財等の被害状況を可能な範囲で確認する。
- ・被災文化財所有者と可能な範囲で必要に応じて連絡をとる

○県救済ネット構成団体

- ・被災地の状況を確認する。

○博物館協議会事務局

- ・被災地に所在する協議会構成館における被害状況を確認する。

2 情報集約

○県文化財課

- ・市町村や事務局から収集した文化財等被害情報を集約し、地図上に落とす。

○市町村文化財主管課

- ・県文化財課に文化財等の被害状況を必要に応じて連絡。

○博物館協議会事務局

- ・県文化財課に被災地の博物館等施設における被害状況を必要に応じて連絡。

3 情報報告・共有

○県文化財課

- ・文化庁に国指定・登録・選定文化財等の被害状況を随時報告。また、県教育庁教育政策課に国・県指定等文化財の被害状況を随時報告。
- ・集約した情報を県救済ネットで共有。共有する情報は、文化財等の被害状況に関するもの及び文化財等の救済活動に際しての安全確保に関するもの。
- ・中四国 10 県市（鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、岡山市、広島市）と必要に応じて被害情報交換（カウンター・パート優先）。交換する情報は、文化財等の救済活動における安全確保に係る災害等に関するもの及び文化財等の被害状況に関するもの。
- ・文化庁に国指定等文化財の滅失・毀損届を進達する。

第 2 段階（災害発生から 2 週間程度以降）

4 連絡

○県文化財課

- ・被害状況に応じて、文化庁・文化財防災センター等に文化財等の支援を依頼。その際、救済活動の窓口として連絡調整を行う。
- ・被害状況に応じて、中四国 10 県市のなかでも、まずカウンターパート制度を敷いている香川県・岡山市に支援要請を行う。その際、救済活動の窓口として連絡調整を行う。
- ・県所有施設を中心として一時保管場所の確保に努める。

○市町村文化財主管課

- ・市町村所有施設を中心として一時保管場所の確保に努める。
- ・県文化財課に国指定・登録文化財の滅失・毀損届を進達（政令市の岡山市を除く）。
- ・県文化財課に県指定文化財の滅失・毀損届を進達。

○博物館協議会事務局

- ・館内に国・県・市町村指定等文化財を所蔵する場合、県指定等文化財は市町村を通じて県に滅失・毀損届を提出・連絡、市町村指定文化財は市町村文化財主幹課に連絡。国指定等文化財の場合、政令市である岡山市所在の館の場合、市より国に滅失・毀損届を提出し、それ以外の場合は所在する市町村を通じて国・県に滅失・毀損届を提出。
- ・必要に応じて日本博物館協会・全国美術館会議・全国歴史民俗系博物館協議会等に被害情報を提供し、救済・協力に関する協議を行う。
- ・協議会構成館を中心として一時保管場所の確保に努める。

○県救済ネット構成団体

- ・関連研究機関と連絡して被害情報を提供し、救済・協力に関する調整を行う。
- ・大学の場合、学内施設を中心として一時保管場所の確保に努める。

5 救済・診断

○県文化財課

- ・被災市町村と被害状況や受け入れ体制、集合時間・場所等について調整し、県救済ネットに連絡。
- ・国機関等の支援活動の受け入れ準備を整えるとともに、被害状況や被災地の受け入れ体制等の情報を提供して救済活動を支援。
- ・被害及び業務状況に応じて文化財等救済活動を行う。

○市町村文化財主管課

- ・支援が必要な場合には、県文化財課に受け入れ体制等を連絡し、文化財等救済活動について集合時間や場所等を調整。
- ・所有者や関係部局等に文化財等救済活動について連絡。
- ・被害及び業務状況に応じて文化財等救済活動を行う。

○博物館協議会事務局

- ・県及び協議会構成館と被災館における文化財等救済活動の連絡・調整を行う。
- ・被害及び業務状況に応じて被災館における文化財等救済活動を行う。

○県救済ネット構成団体

- ・県文化財課に文化財等救済・診断活動における人員や集合時間・場所等について連絡し、現地との調整の後に動産文化財等救済活動及び古建築物の診断活動を行う。
- ・建築士会は、県に文化財等診断・建造物安全診断活動における人員や集合時間・場所等について現地との調整を行った後に、ヘリテージマネージャーを中心として文化財等診断、文化財救済活動における建造物の安全診断を行う。

2-4 中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画（資料5・6）

中国・四国地方では文化財保護法の規定する文化財やその保管施設等を迅速かつ的確に保護することを目的として、「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」を全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会（以下、「全文協」と呼称する。）中国四国ブロック課長部会において申し合わせている。

この計画は全文協中国四国ブロックを構成する11県市（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、岡山市、広島市）において適用するものである。支援体制は中国・四国地方の9県による相互支援協定で定めるカウンターパート制に従い、災害を受けた被災県市に対する支援県市を4グループに分けている。岡山県は香川県と岡山市とともにグループ2に属する。なお、カウンターパート制で支援が不足する場合は、他のグループを構成する県市に支援を要請することができる。支援の要請は、被災県市が災害担当部署と連携し、必要な事項を明らかにして支援県市に行う。

この計画で保護の対象とする「文化財等」は、①文化財保護法に定める文化財、②展覧会における美術品損害の補償に関する法律に定める美術品、③博物館法に定める博物館資料、④図書館法に定める図書館資料、⑤公文書館法に定める公文書等である。また、この計画における「文化財等の保管施設」とは、①地方公共団体が所有する文化財等の保管施設、②地方公共団体以外の者が所有する文化財等の保管施設のことを指す。

支援内容は、①被災文化財等のレスキュー活動に要する資機材の供給、②被災文化財等のレスキュー活動を行う専門職員等の派遣、③被災文化財等を一時的に保管するための施設の提供、④①～③に定めるもののほかに特に要請があった事項である。

また、平常時の活動として、①相互支援に役立つ情報の整備と共有、②文化財等の保管状況の点検と予防対策の推進、③想定される災害等に応じた訓練の実施、④人的ネットワークの構築があげられている。

表2 カウンターパート制

グループ1	鳥取県・徳島県
グループ2	岡山県・岡山市・香川県
グループ3	広島県・広島市・愛媛県
グループ4	島根県・山口県・高知県

3 各種災害への対応

3-1 火災

火災が発生する要因は様々であるが、事前に火災発生リスクを把握しておく必要がある。付近における火気の使用や、可燃性の高い物品の存在等について確認しておく。また、火の気がないと思われる場所でも落雷や漏電等により火災が発生する可能性があり、人気のない場所では放火についても意識しておく必要がある。

火災による被害は、焼失、焼損及び消火活動に伴う水損が想定される。火災が万が一発生した場合は、早期発見、早期消火を行い、被害を最小限に留めることが最も大切である。そこで、火災が発生した際の行動について流れを確認する。

発災から修理・復旧までの流れ

火災発生	・目視や自動報知設備の受信機で発生個所の確認
↓	
初期消火	・消火器、消火栓等で初期消火を行う
↓	
通 報	・初期消火と合わせて、消防・警察に通報
↓	
安全確保	・在中者の安全確保
↓	
確 認	・鎮火後、被害状況を確認
↓	
報 告	・市町村文化財主管課へ一報を報告
↓	
確 認	・所有者等からの報告を受け、被害状況の確認を行う
↓	
報 告	・国指定：県文化財課を通じて文化庁へ被害状況報告（岡山市：文化庁へ直接報告） ・県指定：県文化財課へ被害状況報告
↓	
届 出	・毀損届を提出 ・修理が必要な場合、内容を協議したうえで修理届を提出
↓	
修理復旧	・修理計画を作成し、修理を実施 ・復旧後、修理完了届を提出

凡例	所有者等の対応	文化財部局の対応
----	---	--

特に大きな被害が想定される文化財

建造物・美術工芸品・有形民俗文化財・史跡（建造物）・名勝・天然記念物（植物）・
伝統的建造物群保存地区・文化的景観・文献史料（古文書）

3-2 地震

地震の発生を事前に予測することは非常に困難であるが、域内での過去の地震事例や大規模地震の発生予測に関する情報などを収集し、心構えをしておくことは大切である。

地震による被害は、建造物の破損・倒壊、美術工芸品の転倒、史跡・名勝・天然記念物の毀損等が想定される。また、文化財を保管している施設への被災など、間接的な被害が大きな影響を及ぼすことがある。そして、地震による破損はもとより、火災、津波、土砂災害など、複合的に引き起こされる災害にも注意が必要である。

発災から修理・復旧までの流れ

地震発生	- 中央省庁や自治体で作成されたマニュアルに基づき安全を確保する - 火災が発生した場合は、速やかに消火器、消火栓等で初期消火を行い、消防・警察に通報
↓	
確認	地震が収まった後、被害状況を確認
↓	
報告	市町村文化財主管課へ一報を報告
↓	
確認	所有者等からの報告を受け、被害状況の確認を行う
↓	
報告	- 国指定：県文化財課を通じて文化庁へ被害状況報告（岡山市：文化庁へ直接報告） - 県指定：県文化財課へ被害状況報告
↓	
届出	- 毀損届を提出 - 修理が必要な場合、内容を協議したうえで修理届を提出
↓	
修理復旧	- 修理計画を作成し、修理を実施 - 復旧後、修理完了届を提出

凡例

所有者等の対応

文化財部局の対応

被災した文化財のなかでも、特に屋外にある建造物や工作物は、破損を放置すると、さらなる破損や崩落等による危険が生じる恐れがある。このため、復旧までの間、風雨に対する養生や域内への侵入を防止するバリケードなどの対策を講じることが必要である。また、美術工芸品は盗難等の恐れがあるため、移動可能な物は安全な場所へ移すなど、対策が必要である。文化財行政担当者には、所有者に対する適切な助言・指導が求められる。また、県救済ネット等と情報共有を行い、場合によっては支援を要請することも検討する。激甚災害が発生した場合は、別途、市町村文化財主管課、県文化財課、文化庁で対応を協議する。

特に大きな被害が想定される文化財

建造物・美術工芸品・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群保存地区・文化的景観

3-3 風水雪害

風水雪害は、台風や大雨に伴う洪水、大雪、強風、高潮等が考えられ、これらによりもたらされる顕著な被害として、建造物の破損・浸水、美術工芸品や紙資料の水損、史跡・名勝・天然記念物の土砂災害等が想定される。特に近年、勢力が巨大なスーパー台風や線状降水帯を伴う豪雨災害が頻繁に発生しており、災害がより身近なものとなっている。平成30年7月豪雨は記憶に新しいところである。

発災から修理・復旧までの流れ

風水害発生	・中央省庁や自治体で作成されたマニュアルに基づき安全を確保する
↓	
確認	・風雨が収まった後、被害状況を確認
↓	
報告	・市町村文化財主管課へ一報を報告
↓	
確認	・所有者等からの報告を受け、被害状況の確認を行う
↓	
報告	・国指定：県文化財課を通じて文化庁へ被害状況報告（岡山市：文化庁へ直接報告） ・県指定：県文化財課へ被害状況報告
↓	
届出	・毀損届を提出 ・修理が必要な場合、内容を協議したうえで修理届を提出
↓	
修理復旧	・修理計画を作成し、修理を実施 ・復旧後、修理完了届を提出
凡例 所有者等の対応 文化財部局の対応	

地震とは異なり風水雪害は天気予報や自治体発行のハザードマップである程度の事前予測が可能であるため、災害発生の想定に基づく事前対策が有効である。建造物であれば屋根や雨戸の点検、土嚢での浸水対策、動産文化財であれば浸水しない場所への移動、天然記念物等の樹木の適切な剪定など、実施可能なものであれば事前に対応を検討する。また、水損した資料古文書等の文献史料が災害ゴミとして遺棄される危険性があるため、古文書が保管されている土蔵や倉庫が浸水被害に遭った場合は、文化財所有者に遺棄しないよう要請し、県救済ネット等と情報共有を行い、場合によっては支援を要請することも検討する。激甚災害発生の場合は、別途、市町村文化財主管課、県文化財課、文化庁で対応を協議する。

特に大きな被害が想定される文化財

建造物・美術工芸品・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物・伝統的建造物群保存地区・文化的景観・文献資料（古文書）

3-4 盗難・盗掘

盗難は、地震や台風といった自然災害とは異なり、人為的な犯罪行為によってもたらされる。盗難被害は美術工芸品等が主対象となるが、このほか、侵入の際に建造物が破損されることも想定される。近年、無住の堂に安置された仏像等の盗難や組織的な窃盗団による盗難事件が発生し、また天然記念物指定地の稀少な動植物が被害に遭うことも多い。

発災から修理・復旧までの流れ

盗難事案発生	・盗難に気づき次第、警察に通報
↓	
報 告	・市町村文化財主管課へ被害状況を報告
↓	
確 認	・所有者等からの報告を受け、被害状況の確認を行う
↓	
報 告	・国指定：県文化財課を通じて文化庁へ被害状況報告（岡山市：文化庁へ直接報告） ・県指定：県文化財課へ被害状況報告 ……………〔文化財建造物に被害があった場合〕……………
↓	
届 出	・毀損届を提出 ・修理が必要な場合、内容を協議したうえで修理届を提出
↓	
修理復旧	・修理計画を作成し、修理を実施 ・復旧後、修理完了届を提出

凡例

所有者等の対応

文化財部局の対応

ここでは指定文化財が盗難被害を受けた際の手続き等の手順を記した。しかしながら、盗難被害は指定文化財に限らない。むしろ、無住の堂に安置されている未指定の仏像や古墳、廃寺等といった埋蔵文化財包蔵地における盗掘など、警戒が薄いものが被害に遭う恐れが大きい。盗難に対しては、“盗られない、盗らせない”、“盗られても取り返す”ことが重要である。そのため、事前の防犯対策（施錠、センサー、カメラ）、地元自治会や文化財保護指導員などによる定期的な巡回等を行うこと、また安置・保管されている物品のリスト化（写真、寸法計測、特徴の把握等）といった対策が必要である。特に物品のリスト化は、窃盗犯が捕まり押収された物品が返還される際に、証拠として有効である。また、文化財の海外流出の可能性もあるため、被害発覚後は速やかな対応が必要である。

特に大きな被害が想定される文化財

建造物・美術工芸品・有形民俗文化財（民具等）・史跡・名勝・天然記念物・埋蔵文化財・文献資料（古文書）

4 被災後の文化財の取扱い

4-1 被災状況の確認・報告

自然災害発生後には、速やかに文化財の被害状況を確認する必要があるが、人命を第一とし、確実に安全が確認されるまでは、現場に立ち入らないようにする。被害状況を把握した後には、市町村文化財主管課と早急に協議を行い、その具体的な救済方法や保存・修復方法について検討を行うことになる。文化財に破損などの被害が及んだ場合には、その文化財を安易に移動・廃棄せず、被害状況を確認後、専門家等の助言・指導を受けながら、移動・修復の可否を判断する。

自然災害で国指定等文化財に被害が発生した場合、以下の表に被害状況を記載して文化庁に被害を報告する必要がある。本表は、台風や豪雨が予想される際に、事前に文化庁から県を通じて注意喚起とともにエクセルデータで市町村文化財主管課に配布される。文化庁、県文化財課へは、電話で一報するとともに、この様式を使用して報告することになる。

また、補助を受けて復旧を行うことが想定される場合、災害復旧予算を確保しなければならないため、被害額と総事業費の概算額を早急に算出する必要がある。ただし、国登録文化財については、災害復旧であっても工事費に対する補助はない。

県指定文化財についてもこれに準じて報告を求め、今後の対応に向けた基礎資料とする。

(記入例)〇〇の被害状況について(被害概要)
【概要: 物的被害・文化財等】

令和2年 月 日 ●●時●●分現在

施設被害(件)															合計	世界遺産	日本遺産	歴史の道	
国定(建造物)	重要文化財(建造物)	登録有形文化財(建造物)	国定(美術工芸品)	重要文化財(美術工芸品)	登録有形文化財(美術工芸品)	特別史跡	史跡	特別名勝	名勝	特別天然記念物	天然記念物	文化的景観	登録記念物	伝統的建造物群					
1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	4	1	1	1
単位: 千円																			
都道府県名	市町村名	被害物件 指定文化財等に該当せず、「世界遺産」、「日本遺産」又は「歴史の道」を構成する場合は空白にする	種別	世界遺産、日本遺産、歴史の道	被害状況	被災区分	被害額(概算)	現在の対応状況	国庫補助受領の有無	総事業費	補助額	補助事業実施時期							
■県	〇〇市	●●●神社 本殿	国定(建造物)	世界遺産	本殿床上浸水。(18)														
◇◇県	▽▽町	●●●宿	伝建	歴史の道	●●●宿内の土庫が10メートルにわたり崩落した。(10)														
〇〇県	●●市	●●●庭園	史跡		敷地内、北側斜面が崩落した。														
〇〇県	●●市	●●●庭園	名勝		敷地内、北側斜面が崩落した。														
複数の種別に指定等されている場合は、それぞれの種別で記載する。																			

※被害物件、市町村名にはフリガナを振ってください。
※被害額は、文化財の指定・登録ごとにあげてください。所在地が複数にまたがる場合は、市町村間に住所を並記してください。
※被害物件が複数に指定等(複数の種別)とされている場合は、各種別ごとに作成してください。

4-2 被災文化財の保護・修復

1 破損状況確認

被災した後、文化財の復旧を要することがある。復旧にあたっては、破損状況をより詳細に確認しなければならない。文化財所有者は、市町村文化財主管課の協力のもと、専門業者に依頼し、破損個所の再確認、復旧方法の検討を行う。

2 関係行政機関との協議

復旧にあたっては、文化財所有者は関係行政機関との協議が必要である。市町村指定であれば市町村文化財主管課、県指定であれば市町村文化財主管課と県文化財課、国指定であれば市町村文化財主管課と県文化財課に文化庁を含めて協議を行う。

復旧に際しては、自力での復旧が困難な場合、指定文化財であれば補助を受けて復旧することが可能である。この場合、早急に準備をする必要があるため、関係行政機関と速やかに協議を行い、復旧計画を作成する。専門的な知見を要する場合には、有識者の意見を聞く機関（修理委員会等）を設けることも必要である。

4-3 法令上の手続き（資料7・8）

1 滅失・毀損等の届

国指定文化財が地震や台風などの災害で破損や毀損、盗難等が生じた場合、この事実を知った日から10日以内に、文化財所有者等が「(滅失、毀損、亡失、盗難)の届」を提出する。破損や毀損の事実が判明した際は、文化財所有者等から市町村文化財主管課に報告し、県文化財課を通じて文化庁へ応急処置の方法や手続きについて相談する（岡山市は文化庁へ直接報告）。

県指定文化財も同様に10日以内に文化財滅失等届出書を提出する。

2 修理届・復旧届

国指定有形文化財を修理しようとする場合、文化財所有者等は修理の30日前までに「修理届」を提出しなければならない。その際、市町村文化財主管課、県文化財課を通じて文化庁に相談し、必要な手続きを行う。また、史跡・名勝・天然記念物については同様に「復旧届」を提出する。その際、元の状態に戻すだけでなく、何らかの整備を行う場合には、現状変更の許可申請が必要となる。

県指定文化財を修理しようとする場合も同様に、市町村文化財主管課から県文化財課に相談のうえ、「修理の届出」の提出等、必要な手続きを行う。

修理の際には、一定の知識や技量を持った修理技術者に任せる必要がある。修理が完了したら、速やかにその旨を報告する。